

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対する意見提出者

(意見募集期間：平成 31 年 4 月 20 日～令和元年 5 月 24 日)

(受付順、敬称略)

	意見提出者	代表者氏名等	
1	KDDI 株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
2	株式会社NTTドコモ	代表取締役社長	吉澤 和弘
3	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長執行役員兼CEO	宮内 謙

**「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する御意見  
及びそれに対する考え方**

御意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
【意見 1】	【考え方 1】	
<p>該当箇所： 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（第 58 条）及び電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン改正案全般 意見： 携帯電話の電波を使用するセルラーLPWA は、水田の水位管理などの環境計測やスマートメータなど幅広い分野において、相当数のセンサー端末等を用いた状態監視に利用されることが想定されています。 そのような利用状況を踏まえ、今回の施行規則改正案並びにガイドライン改正案では、アンライセンス LPWA と同様に、セルラーLPWA においても、重大な事故に係る関係法令の適用に際して、通信事故発生時に影響を受ける利用者の感覚と制度上の取り扱いの間に生じるギャップを埋める配慮がなされていると考えることから、本改正案に賛同します。</p> <p>該当箇所： 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正に伴い一部改正される電気通信事業報告規則（様式第 23 の 4 の 2） 意見： 改正趣旨には賛成致します。但し、「1 中古の移動端末設備の入手等状況」の報告に際して、電気通信事業者に運用面での過度な負担がかかる事情や、会計処理方針に起因して報告が困難な事情が生じた場合には、「参考事項」欄を利用するなどの柔軟な運用が認められることを要望します。 【KDD I 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 中古の移動端末設備の取扱状況等報告の報告については、中古端末の流通実態の把握を進め、適切な行政運営に資するため、規定に基づき適切にご報告いただくことが適当と考えます。</p>	<p align="center">無</p>

御意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無		
【意見2】	【考え方2】			
<p>下取りした移動端末設備等の取り扱い状況等については、これまでも総務省からの調査・ヒアリング要請に対応しており、各種データ提供を行ってきたところです。</p> <p>規制措置は、研究会における報告書の取りまとめ等を経て必要に応じてなされるものであり、下取りした移動端末設備等の取り扱いについて「モバイル市場の競争環境に関する研究会」における結論が出ておらず、課題も明確化されていない中で、電気通信事業報告規則へ項目追加されることは時期尚早と考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>中古の移動端末設備の取扱状況等報告については、中古端末の流通実態の把握を進め、適切な行政運営に資するため、今般の改正で報告事項として追加するものです。</p>	無		
【意見3】	【考え方3】			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">総論</td> <td style="padding: 5px;"> <p>新たなサービス提供や政策議論の結果等に基づき、貴省に対する報告項目は増加の一途をたどっており、事業者における報告対応の業務負荷は近年大きく増加しています。つきましては、省令に基づく報告内容については、電気通信事業法第166条において「法律の施行に必要な限度」と定められているとおり、必要最小限としていただくよう改めて要望すると共に、引き続き報告項目の一部廃止や統廃合等を進めて頂くよう要望します。</p> <p>なお、弊社における要望事項を以下に記載しま</p> </td> </tr> </table>	総論	<p>新たなサービス提供や政策議論の結果等に基づき、貴省に対する報告項目は増加の一途をたどっており、事業者における報告対応の業務負荷は近年大きく増加しています。つきましては、省令に基づく報告内容については、電気通信事業法第166条において「法律の施行に必要な限度」と定められているとおり、必要最小限としていただくよう改めて要望すると共に、引き続き報告項目の一部廃止や統廃合等を進めて頂くよう要望します。</p> <p>なお、弊社における要望事項を以下に記載しま</p>	<p>本改正案は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第1条の目的に照らし、同法の施行に必要な限度において改正を行うものです。</p> <p>今後とも変化の激しい電気通信市場の動向等を十分注視し、電気通信事業法を適切に施行する上で必要性が低いと判断できる項目については、所要の見直しを行ってまいります。</p>	無
総論	<p>新たなサービス提供や政策議論の結果等に基づき、貴省に対する報告項目は増加の一途をたどっており、事業者における報告対応の業務負荷は近年大きく増加しています。つきましては、省令に基づく報告内容については、電気通信事業法第166条において「法律の施行に必要な限度」と定められているとおり、必要最小限としていただくよう改めて要望すると共に、引き続き報告項目の一部廃止や統廃合等を進めて頂くよう要望します。</p> <p>なお、弊社における要望事項を以下に記載しま</p>			

	す。		
(2) 電気通信事業報告 規則の一部改正 ① 第五世代移動通信システムに係る契約数等の報告の追加			
様式第 12 の 2	本様式で報告が求められている契約数は、本省令案等に基づく様式第 3 第 1 表で報告する契約数にて把握可能であることから、本様式での報告内容は他の様式と重複します。報告負荷を軽減するためにも本様式の新設は不要と考えます。		
附則	<p>本省令案等の意見募集は本年 4 月 20 日に開始されましたが、本年 7 月 1 日以降から適用することとなっている項目が一部存在します。新設項目の多くが四半期毎の報告であることに鑑みると、意見募集により報告事項の詳細が判明した 4 月を含む期間から対応を求める内容は、極めて短期間での要請となります。特に様式第 3 及び様式第 12 については、弊社では必要とされる報告値が集計可能か否か等について確認している状況にあり、本年 7 月 1 日以降の報告対応を確約できる状況にはありません。</p> <p>このため、本省令案等で報告する項目につきましては、本年 10 月 1 日以降の報告から適用して頂くことを要望します。</p>		

【ソフトバンク株式会社】		
--------------	--	--